

【資料 5】

水道料金滞納の提訴について

(1) 被告情報

被告 食品製造卸売り業 A 社（昭和 49 年頃使用開始）及び社長
食品製造卸売り業 B 社（平成 18 年設立）

未納調定 ①平成 22 年 10 月～平成 22 年 12 月調定（ 2 調定）
②平成 23 年 8 月～平成 26 年 4 月調定（17 調定）
③平成 27 年 10 月～平成 28 年 6 月調定（ 5 調定）
④平成 29 年 2 月～平成 29 年 6 月調定（ 3 調定）
⑤平成 30 年 10 月～平成 31 年 1 月調定（ 3 調定）

未納額 ①1,479,053 円 ②13,254,531 円 ③1,867,599 円
④1,290,769 円 ⑤408,324 円

合計 18,300,276 円（合計 30 調定）

漏水による使用水量認定申請により，平成 29 年 2 月，同 6 月の水道料金を一部減額 △206,194 円

請求合計 18,094,082 円（合計 30 調定）

(2) 経緯

- ・ 平成 21 年頃，井戸水に異常が発生，上水道に切り替え
- ・ 平成 22 年以降，未納が発生したため，分納誓約を交わし，毎月面接を行い，状況把握を行っていた。
- ・ 平成 28 年 6 月にて 3 回目の分納誓約の期限が満了，新規分納誓約の条件を拒否されたため，時効完成前の平成 30 年 5 月 17 日に東京地方裁判所に提訴した。
- ・ 令和 2 年 1 月 27 日までに 3 回の口頭弁論及び 10 回の弁論準備手続きを行い，同日，裁判所から和解案が示された。
- ・ 令和 2 年 2 月 18 日に和解成立

(3) 和解の内容

柏市水道部に対する被告の支払い義務が次のとおり認められた。

被告 A 社及び A 社社長 18,094,082 円

被告 B 社 110 万円